

《全文》

【文献番号】25544598

面会交流申立事件
名古屋家庭裁判所平成27年(家)第1913号,平成27年(家)第1914号
平成28年8月31日家事第1部審判
(審判手続移行前の調停・平成26年(家イ)第2327号,平成26年(家イ)第2328号)
(審理終結日 平成28年8月3日)

審 判

申立人 ■■■■
同手続代理人弁護士 棚瀬孝雄 ほか
相手方 ■■■■
同手続代理人弁護士 可児康則
未成年者 ■■■■ 平成22年■月■日生(以下「未成年者A」という。)
未成年者 ■■■■ 平成24年■月■日生(以下「未成年者B」という。)

主 文

- 1 相手方は、申立人に対して、本審判確定の日の属する月の翌月以降、別紙1面会交流実施要領記載の要領により、未成年者らと面会交流させよ。
- 2 手続費用は各自の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

相手方は、申立人に対し、別紙2の面会交流実施要領による面会をさせなければならない。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、婚姻中の夫婦間において、夫である申立人が、妻である相手方に対し、現在相手方の下で監護養育されている未成年者A及び同B(以下、両名を併せて「未成年者ら」という。)について、面会交流を求めた事案である。

2 前提事実(一件記録及び手続の全趣旨により、容易に認めることができる事実)

(1) 申立人は、相手方との間で、平成18年1月8日に婚姻して同居し、長女として未成年者Aを、長男として未成年者Bを儲けた(手続の全趣旨)。

(2) 相手方は、遅くとも平成25年8月頃から、■(以下「C」という。)と不貞行為に及んだ(甲7〔3ページ〕)。

(3) 相手方は、平成25年11月29日、未成年者らと共に自宅を出て別居し、現在まで未成年者らを監護養育している(手続の全趣旨)。

(4) 申立人は、相手方に対し、平成26年8月14日、面会交流を求める調停(当庁平成26年(家イ)第2327号,同第2328号)を申し立てたが、平成27年7月24日、不成立となり、本件審判手続に移行した。

3 当事者の主張

(1) 申立人の主張

申立人は、相手方により長期間未成年者らと切り離されているから、父子間の失われた時間を取り戻すために、別紙2のとおり、同席者のない、月2回の2泊3日及び長期休暇中の長期宿泊による面会が必要である。

なお、相手方は、申立人が未成年者Aに対して性的虐待及び身体的虐待行為に及んだと主張するが、否認する。相手方の主張の根拠である未成年者Aに対する司法面接(以下「本件面接」という。)は、民間機関で中立性を欠く「E」により行われた疑いがある上、申立人が性的虐待等の行為に及んだという仮説検証型の面接となっており、未成年者Aの供述が誘導された疑いがある。また、未成年者Aが供述する「おまた」又は「おしり」を「1回」「ぎゅっとする」行為は、具体的な態様が不明であり、これを性的虐待に当たるとはいい難い。また、申立人は、未成年者らを叩くなどの身体的虐待もしていないが、仮に申立人がしつけの一環として1回叩いたことがあったとしても、面会交流を禁止する事由とはならない。

(2) 相手方の主張

ア 未成年者aとの面会交流について

申立人は、未成年者Aに対して、入浴時に性的虐待、身体的虐待の行為に及んだ疑いがある。すなわち、相手方は、未成年者Aに情緒不安定なところが見られたことから同女に心療内科を受診させたところ、医師から性的虐待の疑いを指摘され、さらに児童相談所における本件面接においても性的虐待等の疑いを指摘されたものである。加えて、未成年者Aは、平成28年1月の試行的面会交流の際、申立人に積極的に近づくことはなく、面会の前後も不安定な様子を見せていた上、同年3月9日にも相手方に対して性的虐待等の内容を話したことからも、申立人による性的虐待等が疑われるというべきである。

未成年者Aは、申立人が依頼した探偵によるトラブルに起因して情緒不安定を生じたものの、現在は収まりつつあり、その成長、発達に特に支障も生じていない。かかる状況において、相手方と激しく対立する申立人との面会を認めることが未成年者aの福祉に適うのかにつき疑問がある。

以上によれば、未成年者Aに対する面会交流は認められるべきではない。

イ 未成年者Bとの面会交流について

相手方は、第三者機関が関与する年数回程度の面会交流であれば、応じる意向である。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

- (1) 同居期間中の生活状況及び別居に至る経緯

ア 申立人は、相手方との同居期間中、未成年者らの育児に積極的であり、未成年者らと良好な関係にあった（相手方審問調書〔16項〕）。

イ 相手方は、平成25年11月18日及び同月26日、■市■子ども課において、申立人が未成年者Aに対して暴力を振るっているのではないかなどと相談した（調査嘱託の結果）。

ウ 相手方は、遅くとも平成25年8月頃からCと交際し、■県■市内の賃貸住宅を探すなどした上で、同年11月29日、未成年者らを連れて別居した。相手方は、同年12月2日、シェルターに入所し、同月10日、シェルターから転居した（甲1、11〔4ページ〕）。

（2）別居後のCとの関係等

ア 相手方は、平成25年12月29日及び30日、未成年者ら及びCと旅行に行き、その際、Cは未成年者Aと入浴しようとしたが、同Aは相手方と入浴すると言ったため、Cは同aとの入浴を断念した（甲16、17、平成27年7月29日付け調査報告書〔1ページ〕）。

イ 未成年者Aは、Cを「Cちゃん」と呼んでいる。なお、相手方は、Cにつき平成18年頃痴漢行為で逮捕歴があると聞いているが、冤罪であるとも聞いている（甲11〔7ページ〕）。

（3）本件面接に至る経緯

ア 相手方は、平成26年10月4日、未成年者らが通園していた保育園の運動会において、申立人が依頼した探偵が侵入したことを発見したため、警察に通報した（相手方提出の同月8日付け通告書）

イ 相手方は、平成27年1月13日、未成年者Aが申立人のことを怖いと言いだしたとして、手続代理人からの勧めにより同aに心療内科を受診させたところ、同科医師から司法面接を受けることを勧められた（乙3）。

（4）平成27年2月18日の本件面接の状況

ア 相手方は、平成27年1月22日、本件面接の実施機関に対し、申立人から未成年者Aに対して性的虐待が行われた可能性があることを相談した。同機関は、養護・被虐待ケース（実父からの性虐待の疑い）で受理し、司法面接を実施することとした（調査嘱託の結果）。

イ 本件面接は、同年2月18日、未成年者Aに対し、約50分間、司法面接に関する専門研修を受講した者により、いわゆるRATACの手続に沿って面接が実施された（甲24〔7ページ〕、調査嘱託の結果）。その具体的な面接状況は、次のとおりである。

（ア）すなわち、未成年者Aは、体の中で触られたくない部位があるかを質問され、「おまた」と「おしり」を示した。未成年者Aは、「おしり」を誰から触られたら気にすることがあるかを質問されると、「Dちゃん」（注：申立人のこと）と答え、「お風呂の時触られた。洗うときさ、何回もやめてって言ってもさ、ぎゅってして」「ぎゅってさ、何回もさ、嫌だって言ってもさ、触ってた。強く。」などと答えた（甲26〔9、10ページ〕）。

他方、未成年者Aは、面接者から「そしたら、もうひとつね。おまたの方、触ったって言ったね。その時のことについても教えて。」と質問されると、「わかんない。」と答えた後、質問に対する回答を避けるような態度を示し、面接者から「今、おしりとおまたを嫌だって言ったけれども、ぎゅっとしたって言った？」と聞かれて「うん」と答えた（甲26〔10、11ページ〕）。

（イ）また、未成年者Aは、入浴したとき、申立人から、何もしていなかったのに、頭を急に叩かれたことを答えた上、頭を叩かれたのは1回だったか、もっと多くだったかを聞かれると「1回」と答えた（甲26〔13、14ページ〕）。

（ウ）また、未成年者Aは、「体の中で痛いこととか、嫌なこととか、されたことについて、教えて。」と聞かれたのに対して「分からない、忘れちゃった。」と答えたが、さらに、面接者から「頭以外で、嫌なこと、痛いことをされたことはあったと教えてくれなかったっけ？」「頭以外で痛いこととか、嫌なこと、されたことってあったんだっけ？」などと聞かれると、「あった」「おまたぎゅっとした」「（自分で）洗っているときに、強くぎゅっとした」「Aさ、普通に洗っていたときにさ、Cちゃんが洗ってたらさ、あの、Cちゃんがぎゅっとした。あ、じゃなくて、Dちゃんが。」と答えた（甲26〔17、18ページ〕）。

また、未成年者Aは、「Dちゃんはどういう風におまたをぎゅっとしたの？」と聞かれて「…わかんない、忘れちゃった。」と答え、「DちゃんがAちゃんのおまたをぎゅっとしたときって、Aちゃんがおまたを洗ったとき？」と聞かれて「ここをぎゅっとしてた」「（お手でのどこを使った？と聞かれて）てのひら」と答えた。「Aちゃんのおまたって、おまたの外なのか中なのか、どこをぎゅっとしたんだらう。」と聞かれて「まわり」と（同〔18、19ページ〕）、「Aちゃんが、ぎゅっとおまたをされたのは、1回だった？それとも何回もあった？」と聞かれると「1回」（同〔20ページ〕）などと答えた。

ウ 本件面接実施機関は、未成年者Aは、申立人が未成年者Aに対して風呂場で同女の肛門周囲又は女性性器をぎゅっ握った旨開示したとしており、被害部位は肛門周囲と女性性器のいずれであるかについて不明確であるとしている。また、未成年者Aは、申立人が、風呂場で未成年者Aの頭を叩いたことを開示したとしている。そして、被害の回数につき、未成年者Aは「1回」と述べたものの、申立人との入浴の回数も1回と答えるなど明らかに事実と異なる陳述をしたことから、被害事実を矮小化して面接を早く終わらせようと自己防衛をしており、被害は1回ではなかった可能性が高いとしている（調査嘱託の結果）。

（5）平成28年1月28日実施の試行的面会交流の状況等

申立人は、平成28年1月28日、当庁において実施した試行的面会交流において、未成年者らと面会した。未成年者Aは、前日から腹痛を訴えていたとのことであったが、治ったと述べて面会の実施に応じた。

未成年者らは、申立人が入室すると遊んでいた玩具を指さして申立人と一緒に遊ぶことを拒まず、申立人は、長男が遊ぶサッカーゲームに同aを誘って一緒に遊んだり、ボール遊びを3人でしたりするなど、未成年者らを公平に扱うようにして遊ぶ様子がみられた。

未成年者Bは、申立人をお父さんと呼ぶことがあり、同Aは、面会交流中、時折周囲の様子を気にする態度を示したが、申立人が退室した際に調査官に対して「パパはどこ行くの」と述べた。

（以上につき、平成28年2月1日付け調査報告書）

（6）その後の状況等

ア 未成年者Aは、平成27年3月9日、相手方に対し、（どこを押さえてたのと聞かれて）「おまた」、（それはいつも洗う時？と聞かれて）「洗わない時」「でー、泣いてた。でー、で、ママって言ったから」（じゃあ泣いて出て来た時はいつもそうだった？と聞かれて）「うん」などと答えた（乙1）。

イ 相手方は、平成27年3月22日、未成年者Aに心療内科を受診させたが、同女の性器及び肛門に異常はなかった（乙3）

2 判断

(1) 面会交流の禁止制限事由の有無

ア 父母が別居している場合、他方の非監護親の子に対する面会交流は、基本的には、子の健全な育成に有益なものといえることができるから、これにより子の福祉を害するおそれがあるなど特段の事情がある場合を除き、原則として認められるべきものと解される。

イ 本件において、相手方は、上記特段の事情として、未成年者Aに対する性的虐待等の存在を主張し、本件面接における未成年者Aの供述(甲26)がこれに沿うことから、同供述の信用性につき検討すると、幼児、児童は、一般的に、記憶の正確性に不十分な点がある上、他者から得た情報を自らの体験のように思い込んでしまう被暗示性や大人に対する迎合性が強いことから、その供述の信用性については、慎重に検討する必要がある。

ここで、未成年者aは、本件面接当時4歳と年齢が低い上、本件面接は性的虐待とされる行為があったとき(すなわち同居期間中)から少なくとも1年8か月もの長期間が経過した時点で行われていることからすれば、本件面接時点における同女の記憶の正確性にはそもそも疑問があるというべきである。

また、本件面接の面接者は、前記認定事実(4)イのとおり、未成年者Aが「おまた(注:女性器)の方を触った」と供述する前に、自ら「おまたの方、触ったっていったね」、「今、おしりとおまたを嫌だって言ったけれども、ぎゅっとしたって言った?」と質問しており、申立人が女性器を触ったと誘導することになる質問をしているのであって、かかる質問は、その質問の後に未成年者aがした「おまた」に対する行為に係る供述の信用性を低下させる事情である。

そして、本件面接により未成年者Aから得られた供述内容をみても、同女が供述する「おまた」又は「おしり」を1回手でぎゅっと握る行為というのは、前記認定事実(4)ウのとおり、そもそも被害部位自体十分に特定されていない上、その供述内容を前提としても、行為者が性的な欲求を満たす性的虐待行為とはいえず、申立人による性的虐待行為の存在に疑念を抱かせるものである。加えて、未成年者Aは、前記認定事実(4)イのとおり、「Aさ、普通に洗っていたときにさ、Cちゃんが洗ってたらさ、あの、Cちゃんがぎゅっとやった。あ、じゃなくて、Dちゃんが。」と述べており、Cから受けた行為を申立人から受けたものと混同している可能性も否定できない。

以上からすれば、本件面接における未成年者Aの供述は全体としてこれを信用することはできないというべきである(なお、申立人から頭を叩かれたという供述についても、その回数を1回と供述していることからして、その内容自体、しつけの範囲を超える身体的虐待とみることもできない。)

ウ 以上のほか、相手方は、試行的面会交流における未成年者Aの態度やその後の言動等からも、性的虐待等の疑いがあると主張する。

しかし、試行的面会交流において、未成年者Aが申立人に身体的接触を求めなかったことや同女に緊張感や気遣いする様子がみられたことについては、父母の紛争下において久しぶりに非監護親と面会する子どもに通常みられる様子であるから、これをもって性的虐待等を疑わせる事情とみることはできない(平成28年3月29日付け調査報告書参照)。

また、未成年者Aは、前記認定事実(6)アのとおり、相手方のみに対し、性的虐待等に関する開示をしているものの、その供述内容自体、本件面接における供述内容を超えるものではないから、その供述内容から性的虐待等の疑いを基礎付けることはできない。

エ 以上からすれば、相手方が主張する性的虐待等の存在につき、これを基礎付ける具体的な根拠は認められないから、未成年者Aについて面会交流を禁止制限する事由は認められず、同女と申立人との間の面会交流を認めるべきである。

(2) 具体的な面会交流の日時、場所、頻度等について

申立人は、月2回、2泊3日等の面会交流を求めているものの、未成年者らは年齢が低いために身近も独立しておらず体力的にも長時間の面会には耐え難いこと、交流が途絶えていた期間が長いこと申立人も未成年者らの日頃の様子を十分に把握できていないことからすれば、突然長時間の面会や宿泊を実施することは未成年者らに負担が大きく、子の福祉に反することとなりかねない。他方で、例えば、初回及び第2回の面会を2時間としてその後は4時間とすると、引渡し場所を■駅とした場合には面会の時間的、場所的制限が大きく、面会交流の実が上がらない可能性もある。そこで、別紙1の面会交流実施要領のとおり、初回及び第2回については午前10時から午後2時までの4時間とし、その後については午前10時から午後5時までの面会とするのが相当である。また、申立人は、同居期間中に未成年者らの世話にも積極的に関与していたことから、同席者がなくとも、未成年者らの負担に配慮した面会を実施することができると思われるから、同席者は不要とすべきである。

なお、申立人は、保育園や学校行事への参加も求めているが、未成年者Aは父がいないと友人に話しており(相手方審問調書)、その保育園における生活等に影響がある可能性が否定できないことなどからすると、まずは申立人と未成年者らとの面会交流を実施し、これを継続することが先決であり、現時点では、これを認めることは相当ではないと解される。

その他、本件に現れた一切の事情に照らし、別紙1の面会交流実施要領のとおり、面会を認めるのが相当である。

3 結語

よって、主文のとおり審判する。

平成28年8月31日

名古屋家庭裁判所家事第1部

裁判官 原啓晋

(別紙1) 面会交流実施要領

1 面会交流の頻度及び日程等

(1) 毎月1回、第2土曜日に実施する。ただし、同日に差支えがある場合には、第3土曜日に実施し、これにも差支えがある場合には、順次翌週の土曜日に実施する。

(2) 当事者双方は、上記(1)の実施日に差支えがある場合には、速やかに、携帯電話、メール、手紙など適宜の方法で他方当事者に連絡するものとする。なお、当事者双方は、本審判確定後1週間以内に、互いに、緊急時の連絡先を通知するものとする。

2 面会交流の時間

午前10時から午後5時まで実施する。ただし、初回及び第2回の面会交流は、午前10時から午後2時までとする。

3 面会時の受渡場所及び受渡しの具体的方法

(1) 相手方は、申立人に対し、上記第2項の開始時刻までに、JR■駅改札口前において、自己又は相手方が指定した者(ただし、Cは除く。)によって未成年者らを引き渡す。なお、相手方は、申立人に対し、毎月末日限り、翌月の面会のための受渡者を指定し、携帯電話、メール、手紙など適宜の方法で通知するものとする。

(2) 申立人は、相手方に対し、上記第2項の終了時刻までに、JR■駅改札口前において、相手方又は相手方が指定した者に対し、未成年者らを引き渡す。

(別紙2) 面会交流実施要領

1 直接的な面会交流

(1) 面会交流の頻度、日時及び方法について

ア 頻度、曜日及び時間

月2回、金曜日午後7時からその翌々日である日曜日午後8時まで。ただし、面会交流の初日以前から祝祭日が続いている場合には、祝祭日が始まる日の前日午後7時から面会交流の開始日を繰り上げて実施し、最終日である日曜日の翌日以降に祝祭日が続く場合には、その祝祭日の最終日の午後7時まで、面会交流の終了日を延長して実施する。

イ 日程

当事者の協議によって定める。

協議が調わない場合は、毎月第2金曜日からその翌々日である日曜日まで及び第4金曜日からその翌々日である日曜日までとする。ただし、上記アのただし書きにより開始日を繰り上げる場合、第2金曜日又は第4金曜日を起点としてその開始日を繰り上げ、同ただし書きにより終了日を延長する場合、第2金曜日の翌々日の日曜日又は第4金曜日の翌々日の日曜日を起点としてその終了日を延長する。

ウ 長期休暇の特例

(ア) 毎年8月について

毎年8月の面会交流のうち、1回目又は2回目のいずれかの面会交流の期間を延長して実施する。延長後の日時等の内容については、当事者の協議によって定める。

当事者の協議が調わない場合は、毎年8月の面会交流のうち2回目について、その日時を、第3金曜日午後7時からその翌週の金曜日午後8時までとする。

(イ) 毎年12月について

毎年12月の面会交流のうち、2回目の面会交流の期間を延長して実施する。延長後の日時については、当事者の協議によって定める。

その日時について当事者の協議が調わない場合、毎年12月の2回目の面会交流の日時を、12月28日午後7時から翌年1月4日午後8時までとする。

エ 受渡場所

未成年者らの受渡場所は、相手方宅玄関前とする。ただし、当事者の協議によって変更することができる。

オ 面会交流の方法

(ア) 相手方は、面会交流の開始時刻に、受渡場所において、未成年者らを申立人に引き渡す。

(イ) 申立人は、面会交流の終了時刻に、受渡場所において、未成年者らを相手方に引き渡す。

(2) 未成年者らの病気などやむを得ない事情により上記(1)の日程で面会交流を実施できない場合は、申立人と相手方は、子の福祉を考慮して日程を変更する。

(3) 当事者双方の協力

当事者双方は、未成年者らの福祉に慎重に配慮し、申立人と未成年者らとの面会交流の円滑な実施につき互いに協力する。

2 (1) 申立人は、未成年者らの保育園又は学校の行事に参加する場合、その旨を当該行事の3日前までに、相手方に通知しなければならない。

(2) 相手方は、申立人が未成年者らの保育園又は学校の行事に参加することを妨げてはならない。

(3) 当事者双方は、保育園又は学校の行事において、未成年者らの福祉に反する事態を生じさせないよう慎重に行動しなければならない。

以上